

「限度額適用認定証」をご利用ください

※70歳未満の患者さまへ

70歳以上の患者さまで現役並み所得者に該当する方へ

令和3年12月より、オンラインで確認できるようになりました。確認には患者さまの同意が必要です。同意いただきますと、患者さまご自身による加入されている保険者への手続きが不要になります。

オンラインで確認後、該当する区分（下記）をお知らせいたします。

医療費は1か月（1日から月末まで）ごとの請求になります。（お支払いは保険医療機関（入院・外来別）それぞれでの取扱いとなります。）

※ 医療費には、病衣使用料・個室使用料等、保険外負担分は含まれません。（別途請求）

自己負担限度額（1日から月末まで）

上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

ア、Ⅲ：252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% （食事代1食：460円）

イ、Ⅱ：167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% （食事代1食：460円）

ウ、Ⅰ：80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% （食事代1食：460円）

エ：57,600円 （食事代1食：460円）

オ：35,400円 （食事代1食：210円）

「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

※70歳以上の患者さまへ

令和3年12月より、オンラインで確認できるようになりました。確認には患者さまの同意が必要です。同意いただきますと、患者さまご自身による加入されている保険者への手続きが不要になります。

オンラインで確認後、該当する区分（下記）をお知らせいたします。

所得により、一般、低所得Ⅰ（区分Ⅰ）、低所得Ⅱ（区分Ⅱ）になります。

医療費は1か月（1日から月末まで）ごとの請求になります。（お支払いは保険医療機関（入院・外来別）それぞれでの取扱いとなります。）

※ 医療費には、病衣使用料・個室使用料等、保険外負担分は含まれません。（別途請求）

(1) 住民税非課税世帯の方で、所得が一定基準以下の方など

低所得Ⅰ（区分Ⅰ）	自己負担限度額（入院）	57,600円（一般）	⇒	15,000円
	食事代1食につき	460円（一般）	⇒	100円
	自己負担限度額（外来）	18,000円（一般）	⇒	8,000円

(2) 住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ（区分Ⅰ）以外の方など

低所得Ⅱ（区分Ⅱ）	自己負担限度額（入院）	57,600円（一般）	⇒	24,600円
	食事代1食につき	460円（一般）	⇒	210円
	自己負担限度額（外来）	18,000円（一般）	⇒	8,000円

※過去1年間の入院日数が通算で90日を超えている場合（長期）

	食事代1食につき	460円（一般）	⇒	160円
--	----------	----------	---	------

（一部負担金は変わりません。）